

市会議第 21 号

大飯原子力発電所 3 号機, 4 号機の再稼働に関する意見書の提出について

大飯原子力発電所 3 号機, 4 号機の再稼働に関する意見書を次のとおり提出する。

平成 24 年 5 月 28 日提出

提出者 市会議員 井上 与一郎 ほか 51 名  
自民党市議団, 日本共産党市会議員団,  
公明党市議団,  
みんなの党・無所属の会

平成 年 月 日

衆議院議長, 参議院議長, 内閣総理大臣,  
総務大臣, 経済産業大臣,  
内閣府特命担当大臣 (原子力行政) 宛て

京都市会議長 名

大飯原子力発電所 3 号機, 4 号機の再稼働に関する意見書

昨年 3 月 11 日に発生した東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の深刻な事故は, 1 年 3 箇月を過ぎた今なお, 被災地域のみならず, 日本全国に大きな爪痕を残している。

とりわけ, 本市に近い大飯原発に, ひとたび大事故が発生すれば, 京都の市民生活や経済活動はもとより, 国内外にも大きな影響を及ぼすこととなる。

一方, 関西電力管内では, 今夏の電力需給のひっ迫が深刻であることから, 一昨年比 15 パーセント以上の節電要請があり, 市民生活や経済活動にも大きな影響を及ぼす計画停電の準備もされており, 非常に厳しい状況にある。

こうした中, 原子力発電に依存しない, 持続可能で安心安全な電力供給体制を一日も早く実現していく必要があり, 国においては, エネルギー政策の抜本的な転換や, 再生可能エネルギーの利用拡大を推進するためのあらゆる施策を講じることを強く求めるものである。

なお, 原子力発電所の再稼働については, 原子力発電所の安全性の確保と立地地域の住民の同意を得ることが必要であるが, 現時点では, 原子力発電の安全性や国民の理解が十分に得られていない状況であり, 国において, 第三者による専門的な機関による新たな安全基準を確立され, その安全性を徹底的に確保し, 国民の理解を十分得て行うなど万全な対応を強く求める。

以上, 地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。